

○厚生労働省令第六十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百五十号を第四百五十四号とし、第三百八号から第四百四十九号までを四号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百十一 1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸

別表第一中第三百六号を第三百九号とし、第七十二号から第三百五号までを三号ずつ繰り下げ、第七十一号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十四 次亜臭素酸水

別表第一中第七十号を第七十二号とし、第九十三号から第六十九号までを二号ずつ繰り下げ、第九十二号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四 過酢酸

別表第一中第九十一号を第九十二号とし、第九十号を第九十一号とし、第八十九号を第九十号とし、第八十八号の次に次の一号を加える。

八十九 オクタン酸

附 則

この省令は、公布の日から施行する。